



# 旭川少年鑑別所

Juvenile Classification Home

## 沿革

昭和24年1月 旭川少年観護所及び旭川少年鑑別所開庁（少年保護団体「蒲瑩学園」を改修）



▲開庁当時の庁舎～S38

昭和25年4月 旭川少年保護鑑別所と改称

昭和27年8月 旭川少年鑑別所と改称

昭和38年11月 旧施設落成

平成13年2月 現施設落成

平成27年6月 旭川法務少年支援センター併設



▲旧庁舎 S38～H13

## 旭川少年鑑別所の概要

所在地 : 北海道旭川市  
 収容定員 : 20名  
 収容対象 : 家庭裁判所により観護の措置が執られた20歳未満の少年（審判を受ける前の少年）など  
 規模 : 敷地 5269.92㎡

## 施設の特徴

### 【依頼にお応えします】

当所では、旭川法務少年支援センターとして、非行に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、地域の方々からの御依頼に応じています。



▲高校での薬物乱用防止教室の様子

電話相談のほか、直接来所されたの相談も行っています。

また、学校等からの依頼により現地に赴いて薬物乱用防止教室や講演等も行っています。

### 【情操のかん養のために】

当所に入所してくる少年を対象に、健全な育成のための支援として、書初め、ガーデニング、七夕の飾りつけ、アイスキャンドル等の作成及び鑑賞等を行っています。

ガーデニングでは、水やりなどのお世話を通して、花が元気になることに喜びを覚えたり、七夕の飾りつけを行うことで、幼い日の自分を振り返ったりする少年もいて、少なからず自分のことを考えたり、振り返ってみるきっかけになっているようです。



▲書初め



▲ガーデニングの様子



▲少年が作成したアイスキャンドル



▲七夕の飾りつけ

## 地域と連携した取組・地域貢献

### 【地域とともに】

旭川少年鑑別所では、地域援助業務として以下の取組を行っております。

#### 機関等援助

- ① 保護観察対象者への各種援助（SST等）
- ② 犯罪予防・再犯防止に関する講演・研修
- ③ 学校適応の難しい生徒との関わり方についての助言
- ④ 就業支援を要する方への対人スキル向上のための援助（SST・アサーション等）



▲保護観察対象者への援助



▲教育委員研修会における講演

#### 個人援助

- ① 発達障害のある子供との関わり方・検査等の援助
- ② 問題行動のある子供に対するカウンセリング
- ③ 親の「考えや気持ちの整理」に焦点付けした相談

## 所在地

旭川少年鑑別所  
 〒078-8231  
 北海道旭川市豊岡1条1-3-24  
 ☎ 0166-31-5468



### 旭川法務少年支援センター

TEL: 0166-31-5511

くわしくは法務省HP「非行相談」で検索

[http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei11\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei11_00001.html)

